

秩父の元気印企業

●(有)マシックス(下吉田)

金属、樹脂、精密部品の各種加工を手掛ける同社は、平成8年に

●(株)スプロフレ21(中村町)

同社は昭和59年4月に寄居町で創業し、翌年

市内にスイミングスクールを開業しました。



市内にスイミングスクールを開業しました。最近では、オープニングされましたが、市税および水道料金に未納があると対象となりません。詳しくは、お問い合わせください。



水道を多量に使用する事業所などに水道料金の一部を補助します！

市では、市内企業の事業活動の活性化を図るために、多量に水を使用する事業所等の水道料金の一部を補助します。

対象 全ての業種（個人営業を含む）

※同一企業の市内事業所分は合算します。

なお、市税および水道料金に未納があると対象となりません。詳しくは、お問い合わせください。

補助金額等

補助対象使用量	4,000m ³ を超える部分
補助限度額	10,000,000円
補助単価 (1m ³ 当たり)	4,000m ³ 超～100,000m ³ 以下：15円 100,000m ³ を超える部分：20円
その他	<p>①原則として、全ての使用量を対象としますが、社員寮など個人の生活に関わるものや他の事業所等から負担金を徴している場合には、対象水量から除外します。</p> <p>②平成28年1月分～12月分の使用量が対象となります。</p>

申請期限 1月31日(火)まで

申込 企業支援センター 21-5522

仕組みを
た。
1日から施
行されま
した。
成28年10
月成立し、平
行されま
した。



こうした課題に対処するため、特例に関する法律（略称…消費者裁判手続特例法）が

裁判手続の特例に関する法律（略称…消費者裁判手続特例法）が、諦めてしまう人が少なくありません。

こうした課題に対処するため、平成25年12月「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（略称…消費者裁判手続特例法）」が

消費者被害回復のための新しい制度が始まりました

消費生活センターからのお知らせ

おおまかに説明すると、個人に代わり国から認定された消費者団体が賠償裁判を起こし、被害金を取り戻す制度です。

まず、特定適格消費者団体（※）が訴訟を起こし、団体が勝訴した場合、2段階目として団体のホームページや顧客名簿等から被害者に団体訴訟参加を通知したり、テ

レビ・新聞・インターネットなどに団体訴訟参加を通知したり、テ

ムページや顧客名簿等から被害者に団体訴訟参加を通知したり、テ

株式会社 消費生活センター

毎週月～金曜日（祝祭日はお休み）午前9時～正午、午後1時～4時

ルールを守って正しく動物を飼いましょう！

犬や猫などの愛護動物を捨てた者は100万円以下の罰金に処せられます。

※この内容は、「動物の愛護及び管理に関する法律」で定められています。

2017年1月号 14